

酒田市水道料金等審議会条例

(平成17年12月21日 条例第229号)

(設置)

第1条 本市に酒田市水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、酒田市水道事業に係る水道料金等について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者、水道給水区域内の公共的団体等の代表者及び水道使用者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、水道局水道部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。